

穴水町従業員雇用維持支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大によって大きな影響を受けている町内事業者の事業及び雇用の維持を図るため、事業の継続に意欲のある事業者のうち、従業員の雇用を継続している者に対し、穴水町従業員雇用維持支援事業支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人 中堅企業者(資本金の額又は出資の総額10億円未満の会社並びに常時使用する従業員数が2,000人以下の会社又は個人事業者)及び中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう

(2) 従業員 週20時間以上勤務する労働者

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 本町に本社・本店のある法人又は個人事業者

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少し、国の持続化給付金又は穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金の支給を受けた者

(3) 申請日現在に事業を継続し、従業員の雇用を維持している者

(不交付対象者)

第4条 前条の規定にかかわらず次の各号で掲げる者は、交付対象者としない。

(1) 町税等の滞納がある者、ただし担当課と納付について協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行している者は除く

(2) 既に支援金の交付を受けた者

(3) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、従業員1人あたり10万円とする。ただし、1事業者につき100万円を上限とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 支援金の申請受付開始は、令和2年8月3日とする。

2 申請期限は、令和3年2月1日とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、穴水町従業

員雇用維持支援事業支援金交付申請書（別記様式 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 国の持続化給付金の給付通知書又は、穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金の交付決定通知書の写し
- (2) 国の持続化給付金又は、穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金の入金に記載された通帳の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は、勤務状況が確認できる書類
- (4) 穴水町従業員雇用維持支援事業支援金申請書に係る宣誓・同意書
- (5) 従業員数確認表（別記様式 2 号）
- (6) その他町長が認める書類

2 正当な理由により前各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に町長が定める書類を提出するものとする。

（交付及び不交付の決定）

第 8 条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果を穴水町従業員雇用維持支援事業支援金交付決定通知書（別記様式 3 号）又は穴水町従業員雇用維持支援事業支援金不交付決定通知書（別記様式 4 号）により申請者に通知し、交付が決定した場合は、当該交付対象者に対し、支援金を交付する。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付の取消及び返還）

第 9 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消し、又は既に支援金が交付されているときは、その全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) その他町長が不適正と認めるとき

2 前項の返還命令は穴水町従業員雇用維持支援事業支援金返還命令書（別記様式 5 号）によるものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された支援金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。